都市デザイン・まちづくり特論（第４回）参考ノート

2008.5.8　真野

ハウジング・プロジェクトを中心とした戦前から戦後への展開

■地域計画の確立

アメリカ地域計画協会（1923結成、1933解散）

ルイス・マンフォード「都市の文化」

→戦後スウェーデンやフィンランド、オランダでの都市計画と住宅団地建設に影響を及ぼす

クラレンス・スタイン

ヘンリー・ライト

◆サニーサイド・ガーデンズ住宅地（1924）、C.スタイン、H.ライト

→住宅供給公社の設立を踏まえた実験的住宅地、「混合社会」の実現を目的

◆ラドバーン計画（1928）、C.スタイン、H.ライト

→C.A.ペリー「近隣住区案」の具体化

■住棟配置モデルの確立

1930年代、合理主義を背景に

W.グロピウス

A.クライン

L.ヒルベルザイマーなど

■近代都市計画の理想形の追求

CIAM（近代建築国際会議）→近代都市のあるべき姿を提案

◆アテネ憲章（1933）　→95箇条からなる憲章

１）都市・地域、２）居住、３）余暇、４）勤労、５）交通、６）歴史的遺産、７）憲章と理論

第１条　都市は、経済的・社会的および政治的に一つの全体を構成しているその地域の一部にすぎない。

第10条　都市の人口稠密にあえぐ区域の劣悪な居住条件は、住居に充てられる空間の不足、利用可能な緑地の面積の不足、さらに建物の維持管理の不備による。事態をさらに悪化させているのは、生活水準の非常に低い、自ら防衛の策を講じることのできない住民の存在である。

第11条　都市は膨張するにつれて、その時々の隣接地帯として眺めていた緑地帯を、順次浸蝕していく。こうして自然の要素への距離の増大は、保健衛生上の無秩序にいっそうの拍車をかける。

第12条　この住宅の不公平な分布は、習慣によって承認され、都市の条例による地域地区制によって正当化されている。
第32条　空地が偏在していては、都市の過密地区の居住条件の改善には役立たない。
第92条　建築は、最後の手段として登場するものではない。
第96条　都市の組織化のため、急速に計画せねばならない土地の大きさと、ぎりぎりにまで分割されてしまった私有地とは、相対する二つの現実である。
第95条　個人の利益は、集団の利益に従属せしむるべきである。

■同潤会アパートが住宅計画史・デザイン史に与えた影響

生活改善運動と住まいの「科学」

→アパートに住んだ人々がここでの暮らしから新しい文化を生みだした

◆蔵田周忠と型而工房

型而工房・・・工芸の研究団体（他のメンバー：豊口克平など）

ドイツのＡ・クラインの影響、今和次郎の「考現学」の影響

■ 日本における戦時期の展開

住宅営団（1941-1946）　→約 20 万戸を供給

庶民住宅の規格化　→住宅平面の設計と配置基準

住宅計画の「科学化」

◆西山夘三（住宅営団研究部調査課技師→京都大学教授）

→大阪、京都をはじめとする市街地庶民住宅調査、「食寝分離論」

◆市浦健（住宅営団研究部規格課長）　Ｗ・グロピウスの影響

→建築生産の合理化、大量生産方式

（参考文献）

磯村英一、「都市憲章」、鹿島出版会、1978 年
L.ヒルベルザイマー著、渡辺明次訳、「都市の本質」、彰国社、1970 年（原著 1967）
佐藤滋、「集合住宅団地の変遷」、鹿島出版会、1989 年
新建築 1977 年 6 月臨時増刊、「現代集合住宅の展望」、1977 年
神代雄一郎、佐藤由巳子編、「日本住宅開発史　市浦健遺稿集」、井上書院、1984 年
西山夘三、「日本の住まいⅠ」、勁草書房、1975 年